

会 議 録 (要 旨)

会議の名称	平成27年度第1回 使用料等審議会				
開催日時	平成27年8月28日(金) 午後7時～9時				
開催場所	東村山市役所いきいきプラザ3階 マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 吉井委員(会長)、小山委員(職務代理)、西條委員、頭川委員、田中委員、長谷川委員、増田委員、森委員</p> <p>(市) 渡部市長、荒井副市長</p> <p>(事務局) 小林経営政策部長、清遠経営政策部次長、 安保企画政策課長、東企画政策課主査、南波企画政策課主任</p> <p>(市民部市民課) 清水課長、伊藤課長補佐</p> <p>(まちづくり部) 野崎部長、肥沼次長、服部下水道課長、肥沼下水道課長補佐、 西下水道課主任</p> <p>●欠席者：無</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	0名
会議次第	1. 開 会 2. 会長・会長職務代理選出 3. 市長挨拶 4. 報 告 「個人番号カード等の再発行手数料等」について 5. 諮 問 「下水道使用料の改正」について 6. 審 議 7. そ の 他 8. 閉 会				
問い合わせ先	東村山市使用料等審議会事務局 (東村山市経営政策部企画政策課) 〒189-8501 東村山市本町1-2-3 電話 042-393-5111 (内線2212・2215)				
会 議 経 過					
1. 開会 2. 会長・職務代理選出 ○会長に吉井委員、職務代理に小山委員が選出された。 3. 市長挨拶 <p>【渡部市長】第1回使用料等審議会に出席いただき、感謝する。昨年委嘱し初の使用料等審議会となるが、委員各位においては再任ということで、引き続きご指導いただくこととなった。当市の使用料ならびに手数料の適正化に向けてご指導・ご協力賜ることに、あらためて感謝申し上げる。本審議会は、市が徴収する使用料ならびに手数料の水準等が適正なものか否か、市民的な立場から審議し、答申をいただくことである。本日は報告事項1件ならびに、下水道使用料について諮問する予定である。後ほど事務局から詳しく説明するが、報告事項については、法令等によって一定の金額が定められていることから、審議案件からは除外している。下水道使用料については、前回平成12年に改定を行って以来、15年ぶりに諮問する。この間、内部努力によって、大幅な引き上げについては、市民生活に多大な負担を強いることになるため、見送ってきたところであるが、近年人口減少、高齢化といった背景と節水</p>					

機器の普及等もあって、下水道の使用量が逡減し、使用料収入が減じているという現状がある。今後、下水道事業については、耐震化等も実施しなければならない。一般会計からのこれ以上の繰り出しは、一般会計そのものも厳しい現状の中で、困難である。よって、後ほど示すような形で、下水道使用料について、改定をお願いしたいと考えている。改定の中身については、その是非を含めて委員各位に検討、指導いただきたい。本年度は答申までの間、複数回審議会を開催する予定でいるので、よろしく願いしたい。以上をもって、挨拶に代える。

4. 報告「個人番号カード等の再発行手数料等」について

【市民部市民課】市民部市民課より「個人番号カード等の再発行手数料等」について説明を行った。(資料A、参考資料①・②)。

番号カード再発行手数料については、総務省事務連絡に示された額に準じて行うこと、他市でも同様の取り扱いとすることから、「使用料等審議会条例」の第2条第2項第1号の「法令の規定に基づき算定される使用料等」に準じた取り扱いとし、審議案件ではなく、報告案件とする。

- ・再交付手数料の金額については、通知カードは500円、個人番号カードは800円。
- ・個人番号カードの交付に伴い住民基本台帳カードの交付は終了。

【委員】通知カードの国庫補助の対象になる事由で、通知カードの追記欄の余白がなくなった際の再交付とあるが、どのような場合を指すのか。

【市民課】運転免許証等の裏面にある住所変更欄をイメージしてほしい。その欄が全て埋まった際に再交付となり、それについては国庫補助の対象となる(つまり、個人負担無)。

【委員】追記欄は何行あるのか。

【市民部市民課】はっきりとしたことはまだ不明だが、6行くらいと聞いている。

5. 諮問「下水道使用料改正について」

○渡部市長より吉井会長に、「下水道使用料改正について」諮問が行われた。

【諮問要旨】下水道経営の健全化へ向け、使用料収入の増収を図る必要があることから、現在10立方メートルまでとする基本使用量の区分を8立方メートルまでに変更する。

6. 審議

【まちづくり部下水道課】まちづくり部下水道課より「下水道使用料の改正」について説明を行った。

(資料1～5)。

【委員】近年における下水道建設費の推移のなかで、平成27年度だけ事業費が高いのはなぜか。耐震化事業を始めたという意味合いなのか。

【まちづくり部下水道課】耐震化事業は平成28年度から予定している。平成27年度に事業費が汚水・

雨水ともに増額となっている理由は、現在、久米川駅から野火止小学校のあたりにまで延びる都市計画道路、3・4・5号線の整備が進んでいるが、平成27年度は、東久留米市との境に完成されている恩多柳窪区画整理までの区間、およそ630メートルを結ぶための整備が予定されている。それに合わせて、久米川第6排水処理分区まで、公共雨水の整備を始める事業費が計上されている。

【委員】ダンの説明をもう一度お願いしたい。

【まちづくり部下水道課】○資料4を使用して、再度説明を行った。

【会長】1,000立方メートルを超える大口の具体例を提示願う。

【まちづくり部下水道課】1月あたり250立方メートル以上使われる事業者を大口と定義している。上位10社を見てみると食品の製造業、比較的大きな病院が名を連ねている。

【委員】20立方メートルで見ると、東村山市は26市平均より割高ということか。

【まちづくり部下水道課】その通りである。20立法メートルを使用する標準的な世帯に対する、大口使用者の累進率を見ると、大口利用者に対して、より割高な使用料を請求している。

【委員】小口利用者も平均より割高という認識で良いか。

【まちづくり部下水道課】その通りである。

【委員】下水道局の金額を基準にできないか。なぜ26市平均は下水道局より安いのか。下水道局イコール23区ということによいか。

【まちづくり部下水道課】下水道局の基本使用料は1月あたり8立方メートルを採用しているので、今回の改正案は、ある意味それに近づけるものである。

【委員】今回の改正案では、大口利用者には若干有利になるということか。

【まちづくり部下水道課】今回の改正により、9立方メートルの利用者には1月あたり108円(税込)の負担増、10立方メートル以上の利用者には1月あたり216円(税込)の負担増になる。ただ大口利用者でも、負担増216円に留まる。平たく、使用者すべてに負担してもらおう。今回は、そのような改正案になっている。

【委員】次回以降の要望としてお願いしたい。説明の中で数字を多用しているが、手元の資料に記載がないものが多い。パワーポイントで表示されている表も口頭説明のみで紙ベースの資料がない。発表分も割愛せずに、紙ベースの資料として提供願う。諮問案でも、基本使用料の現行10立方メートルを8立方メートルにするという案なのか、それとも、各ダンが現行10立方メートルのところ、8の倍数になるという案なのか、分かりやすく説明願う。

【まちづくり部下水道課】現行10立方メートルを8立方メートルに変更するという事⇒了承

【委員】26市平均と下水道局、東村山市の下水道料の単価が表で示されていた。26市の中でも近隣市である東大和、小平、清瀬、東久留米、西東京の北多摩の下水道料金の現状を資料で提示願う。河川流域等の条件によって比較できるように。

【まちづくり部下水道課】次回会議までに用意する。一般的な下水道料金の傾向として、市街化が早く進んだ自治体は下水道料金が低額の傾向にある。後発組や山がある地域では、割高な使用料体系を採用している場合が多い。

【委員】収益の改善は、下水道関係所管の職員減によってもたらされたという説明があったが、その関係性について説明願う。

【まちづくり部長】下水道会計の歳出の中で、人件費を減じる努力を講じた。歳出削減の努力は頭打ちとなったため、今回の改正案で歳入増を目指したい。

【委員】節水をして使用料が上がるという矛盾を、どのように住民に説明するつもりか。

【まちづくり部長】節水自体は善であり、市民感情として、節水した結果として使用料収入が減じ、使用料増となれば、不満を持つのは理解できる。ただ、下水道使用料で賄えないとなると、先ほどからの説明のとおり、一般会計からの繰り入れとなる。つまり、一般の市税から補てんしなければならない。使用料収入が減となった分を市税で賄うのか、あるいは下水道使用者に対する受益者負担分として賄うのか、そこの判断になるかと思う。独立採算の原則からすると、広く一般の市税で下水道の赤字分を補てんするよりも、本来下水道を使用した者から徴収するほうが、より適正なのではないかと考えている。

【委員】使用料収入で下水道会計を賄えないという中身をどのように説明するのか。赤字となっている理由が歴然としない。目に見える資料でほしい。新たな下水道整備で下水道料金が高くなるのは、利便性は良くないし納得できない。使用料が減っているだけで他に改善の余地はないのか。独立採算の見通しがあるのか。

【まちづくり部長】全国の自治体で同じだが、下水道会計については、本来下水道使用料でみるべき部分と、市税でみるべき部分とに分けてある。雨水道整備の経費については、個人を特定できない水なので、一般の税金で賄うべきであり、基準内繰入、つまり市税でみるべき繰入金ということになっている。汚水については個人が特定できるので、使った量によって受益者負担をいただく。ただ、都市計画道路は雨水管だけでなく、汚水管も当然入るので、道路整備に伴い、その周辺に住宅や店舗が張り付く場合は、そこへ下水道管を繋げる必要がある。そこには、汚水の負担をしてもらわなければならない。次回にわかりやすい資料を用意する。

【委員】諮問に総合地震対策計画に年間5000万円の支出が見込まれるという記述がある。総合地震対策計画は何年で総額いくらなのか。それに伴う下水道整備費はどれ程なのか。負債額を何でどれくらい担保していくのか、そのための使用料の改正なのか。関係性が分からないところがあるので、次回以降で提示いただきたい。災害対策関連と独立採算をどのように考えるのか。また、次回以降の審議会では、各回毎に議題を決めてほしい。

【委員】上下水道の違いなど、市民に分かるよう、まず基本的なことから説明願う。

7. その他 ○次回の会議日程について決定した。
第2回 平成27年10月16日(金)

8. 閉会